

令和4年度八潮市国民健康保険税の軽減・減免制度

低所得世帯に係る均等割の軽減（2割・5割・7割）

1. 概要 賦課期日時点(通常4月1日)の世帯主及び被保険者等(注1)の所得の合計が、一定所得以下の世帯については、均等割が軽減されます。

軽減割合	世帯主及び被保険者等の所得の合計(注2)
2割	43万円+(給与所得者等の数(注3)-1)×10万円+52万円×被保険者数等(注1)以下
5割	43万円+(給与所得者等の数(注3)-1)×10万円+28.5万円×被保険者数等(注1)以下
7割	43万円+(給与所得者等の数(注3)-1)×10万円以下

注1 世帯の国保加入者、国保から後期高齢者医療に移行した方

注2 65歳以上の公的年金所得者は、年金所得から15万円を差引いた額

注3 一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び一定の公的年金等の支給(65歳未満:60万円超、65歳以上:110万円超)を受けている方

所得が無くても、軽減を受けるには「所得申告が必要」です！！

世帯主及び被保険者の所得が申告されていないと、基準に該当するかの判断ができません。扶養申告のみでは、申告を行ったことにはなりませんので、所得が無くても(少なくとも)「所得申告」を忘れずに行ってください。

3. 軽減内容

区分	軽減割合	軽減後の額		
		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
均等割額 (1人あたり)	2割	22,400円	10,400円	10,400円
	5割	14,000円	6,500円	6,500円
	7割	8,400円	3,900円	3,900円

未就学児に係る均等割の軽減（5割）

1. 概要 被保険者に未就学児が含まれる場合、未就学児に係る均等割が5割軽減されます。低所得世帯に対する均等割の軽減を受けている場合は、軽減後の金額から5割軽減されます。

2. 対象 小学校入学前の被保険者(未就学児)

3. 軽減内容

区分	低所得世帯に係る均等割の軽減	軽減後の額	
		医療給付費分	後期高齢支援金等分
未就学児の均等割額 (1人あたり)	軽減適用なし	14,000円	6,500円
	2割軽減適用	11,200円	5,200円
	5割軽減適用	7,000円	3,250円
	7割軽減適用	4,200円	1,950円

非自発的失業者に係る軽減

1. 概要 倒産や解雇、雇止め等により離職され雇用保険の失業給付を受けている方を対象に、国保税を軽減するものです。

2. 対象 次の全ての要件に該当する方

- ① 離職時65歳未満の方
- ② 雇用保険の失業給付(基本手当)を受ける方
- ③ 雇用保険の**特定受給資格者**(例:倒産・解雇等による離職)又は**特定理由離職者**(例:派遣や契約社員等で労働契約が更新されない等による離職)
※雇用保険受給資格者証の離職理由として、「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当する方

3. 軽減内容 前年の給与所得を「30/100」とみなして、国民健康保険税を算定します。離職の翌日から、翌年度末までの期間となります。(最長2年間)

4. 手続方法 軽減を受けるためには、申請が必要となります。「雇用保険受給資格者証」をお持ちになり、国保年金課保険賦課係(4番窓口)にて手続をお願いします。

旧被扶養者に係る減免

- 1. 概要** 被保険者に旧被扶養者が含まれる場合、旧被扶養者に係る国保税の減免が受けられます。
- 2. 対象** 社会保険等の被保険者が75歳到達等により後期高齢者医療保険に移行することで、それまで扶養されていた65歳以上の方（旧被扶養者）が、新たに国保に加入した場合。

3. 減免内容

	区分	所得割	均等割（注）
①	国保加入から 24ヶ月を経過するまで	免除	1/2減免
②	国保加入から 24ヶ月を経過した後	免除	減免なし

注 低所得世帯に係る均等割の軽減で2割軽減を受けている場合は、国保加入から24ヶ月の間は上記「均等割の1/2減免」が適用されます。また、5割又は7割軽減を受けている場合は、上記「均等割」の減免は適用されず5割又は7割軽減が優先されます。（以下のとおり）

低所得世帯に係る 均等割の軽減	減免後の額（国保加入から24ヶ月を経過するまで）		減免後の額（国保加入から24ヶ月を経過した後）	
	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分
軽減適用なし	14,000円	6,500円	28,000円	13,000円
2割軽減適用	14,000円	14,000円	22,400円	10,400円
5割軽減適用	14,000円	6,500円	14,000円	6,500円
7割軽減適用	8,400円	3,900円	8,400円	3,900円

- 4. 手続方法** 減免を受けるためには、**申請が必要となります。**（原則、納期限より前の申請）
「社会保険等の資格喪失証明書又は保険証」をお持ちになり、国保年金課保険賦課係（4番窓口）にて手続きをお願いします。

国保税の減免制度

- 1. 概要** 災害、疾病、失業、事業不振、財産の損害等により、急激に収入が減少し、どうしても国保税を納めることが困難な方は、申請により国保税の減免や納付の猶予が受けられる場合があります。

2. 対象

- ① 震災、風水害、火災等により、所有する住宅等の財産に損害を受けた世帯
- ② 主たる生計維持者が病気や負傷等により就労が困難となり、勤務先を退職又は事業を廃業したことで収入等が著しく減少し、生活が困窮している世帯
- ③ 刑事施設等への収監により給付制限を受けた方、又は収監中の方がいる世帯
- ④ 経済的な理由から、国保税の納付が著しく困難な世帯等

- 3. 手続方法** 減免を受けるためには、**申請が必要となります。**（原則、納期限より前の申請）
減免に該当するか審査を行うため、**減免を受けようとする理由を証明する書類**の提出が必要です。
なお、必要な書類等は申請をされる理由により異なりますので、事前にお問い合わせください。

～令和4年度国保税の減免制度に関する追加事項～

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡（又は重篤な傷病）した世帯、又は、主たる生計維持者の収入が前年と比較して3割以上減少すると見込まれる世帯
詳細についてはホームページをご覧ください。

- 世帯主が福島第一原子力発電所事故の被災者である世帯

上記に該当する世帯におかれましては、減免の対象となる場合があります。詳細については事前にお問い合わせください。

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
電話048-996-2111 内線833・834・835